

令和4年度沖縄地方最低賃金審議会
第3回沖縄県新聞業最低賃金専門部会議事要旨

- 1 開催日時 令和4年9月16日(金) 14:27~17:42
- 2 場所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室 2階
- 3 出席者
公益代表委員 3名(岩橋培樹、上江洲純子、西村オリエ 敬称略)
労働者代表委員 3名(垣花尚、大城陽、真栄里泰球 敬称略)
使用者代表委員 3名(嘉手川力、久保智将、玉那覇紀宏 敬称略)
- 4 議題
(1) 金額提示・調整
(2) その他
- 5 議事要旨
(1) 公益代表委員が、労働者代表委員、使用者代表委員それぞれと改正金額提示の調整を行った。
最終調整により、現行853円から26円引上げ879円とすることで労働者代表委員、使用者代表委員が、全会一致で結審した。
最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、沖縄地方最低賃金審議会会長あて報告案及び沖縄労働局長あて答申案が作成、確認され、沖縄県新聞業最低賃金の改正決定について沖縄労働局長に答申した。
(2) 事務局から、発効日関係の手続き及び本日の結果について、沖縄地方最低賃金審議会委員15名に速やかに報告する旨説明が行われた。

以上



沖地最審新専第2号
令和4年9月16日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝 殿

沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県新聞業最低賃金専門部会
部会長 西村 オリエ

沖縄県新聞業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月5日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県新聞業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長	西村 オリエ	弁護士
部会長代理	上江洲 純子	沖縄国際大学法学部教授
	岩橋 培樹	琉球大学国際地域創造学部教授

労働者代表委員

大城 陽	琉球新報労働組合書記次長
垣花 尚	宮古毎日新聞労働組合副委員長
真栄里 泰球	沖縄タイムス労働組合書記長

使用者代表委員

嘉手川 力	(株)沖縄建設新聞専務取締役
久保 智将	(株)宮古毎日新聞社執行役員総務部長
玉那覇 紀宏	沖縄県経営者協会総務部長兼企画調査部長

別紙

沖縄県新聞業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で新聞業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 879円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

沖縄県新聞業最低賃金専門部会審議経過

1. 第1回沖縄県新聞業最低賃金専門部会(令和4年8月31日(水))
 - ・部会長及び部会長代理の選出
 - ・沖縄県新聞業最低賃金専門部会運営規程の承認
 - ・沖縄県新聞業最低賃金基礎調査結果報告

2. 第2回沖縄県新聞業最低賃金専門部会(令和4年9月7日(水))
 - ・改正額の提示、調整
労働者側 現行 853 円を 50 円引上げ 903 円の提示
使用者側 現行 853 円を 12 円引上げ 865 円の提示

3. 第3回沖縄県新聞業最低賃金専門部会(令和4年9月16日(金))
 - ・改正額の提示、調整及び結審
現行 853 円から 26 円引上げ 879 円とすることを全会一致で結審。
最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、沖縄労働局長に答申。



沖地最審第8号
令和4年9月16日

沖縄労働局長
西川 昌登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 島袋 秀勝

沖縄県新聞業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年8月5日付け沖労発基0805第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙

沖縄県新聞業最低賃金を次のとおり改正決定すること

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で新聞業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 879円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり